

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】平成 26 年 8 月」に基づく事後調査計画書

意見書

平成 26 年 11 月

静岡市

はじめに

中央新幹線品川・名古屋間（以下「本事業」という。）は、「その事業規模の大きさから、本事業の工事及び供用時に生じる環境影響を最大限、回避、低減するとしても、なお、相当な環境負荷が生じることは否めない。」（中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書に対する環境大臣意見：平成 26 年 6 月 5 日）とあるとおり、多岐にわたる分野での影響が懸念されております。

特に、静岡県域は全てがトンネルであり、掘削に伴う大量の発生土や地下水脈の分断等による水資源への影響など、豊かで多様な自然を有する南アルプスの環境に多大な影響を及ぼすことが危惧されます。

また、トンネル掘削による河川流量の減少や地下水位の低下は、大井川源流部のみならず、下流域の人々の生活や産業への影響に対する不安も拭い切れません。

本事業は、平成 23 年 9 月から環境影響評価法に基づく手続が行われ、平成 26 年 10 月には、全国新幹線鉄道整備法に基づき、工事実施計画が認可されました。

しかしながら、当該環境影響評価においては、計画や環境保全措置等が具体的に示されておらず、水資源や発生土の処理をはじめ、多岐にわたる環境影響に対する関係者及び地域住民の懸念は十分に払拭されておられません。

南アルプスにつきましては、平成 19 年から、山梨、長野、静岡の 3 県 10 市町村が一体となり、その価値を高めて人類共有の財産とすべく、世界自然遺産登録に向けた取組を推進してまいりました。本年 6 月には、その一里塚として取り組んできたユネスコエコパークに登録されました。

この事実は、南アルプスの自然とその恵みを受けて育まれた地域の歴史や文化が国際的に認められたことであり、かつ、この貴重な財産を将来の世代に受け継いでいく責務が明らかとなったものであります。南アルプスは世界的な財産であるとともに、静岡市民にとってもかけがえのない財産であることは言うまでもありません。

この責任と、市民の安心・安全、財産を守る我々の立場においては、多くの懸念が残されたままで、拙速に工事を進めるべきではないと考えております。

事業者である東海旅客鉄道株式会社（以下「事業者」という。）におかれましては、具体化した計画について改めて環境影響を確認し、実効的な環境保全措置を検討するとともに、関係者及び地域住民に対し、当然に具体的かつ丁寧な説明を行うばかりではなく、静岡市民全体の十分な理解を得る取組をお願いするものであります。

このような前提のもとで、今後の事後調査及びモニタリングの実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、適切な調査及び結果の公表等が行われるよう求めるものです。

以上、静岡県環境影響評価条例第 44 条第 2 項の規定に基づく市長意見を提出いたします。

I 全般事項

環境影響評価書で示されている本事業で設置する各施設については、路線以外は概ねの位置が円又はだ円で示されているのみで、その規模や構造等の具体的な計画が示されていない。当該地域においては、豊かな自然環境によって多様な生態系を構成していることから、施設の位置や規模、配置や構造により、これまでの環境影響評価において予測した結果と異なる影響が生じる可能性があることを踏まえ、以下の事項に配慮されたい。

- 1 現時点で具体的な計画が明らかになっていない事項については、具体的な計画が決まった段階でこれまで実施した環境影響評価の内容と照査し、必要な項目を選定した上で適切な調査を実施すること。
- 2 「事業開始後に本事業に係る環境影響について、新たに対応すべき点が生じた場合には、必要に応じて項目や地点数を追加する等の検討を行っていく。」(参1)としているが、その際、関係者等との事前協議及び専門家の助言を受けて、調査方法等を検討し選定すること。
- 3 モニタリングについても、事後調査と差別化することなく、同様の調査、報告、公表、環境保全措置等の対応を図ること。
- 4 当該地域は、一般の人が容易にアクセスできる場所ではないため、調査等の結果は定期的、かつ、分かりやすく公表すること。
- 5 計画されている施設等ごとに周囲の環境の状況を調査し、それぞれに影響を評価することはもちろんのこと、対象事業実施区域全体の環境の状況を調査し、事業全体として総合的に影響を評価すること。その際、図面及び完成予想図等を作成し、分かりやすく説明すること。
- 6 林道東俣線については、工事用車両の通行に必要な補修等を行う計画であるが、本事業や林道東俣線の補修等及び工事用車両の通行による林道周辺の自然環境への影響が懸念されるため、関係者等との事前協議及び専門家の助言を受けて調査内容を決定した上で調査を実施するとともに、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。
- 7 資機材及び機械の運搬に用いる車両が通行する県道、市道のルートなど、現時点で明らかとなっていない計画について、道路管理者等と早期に協議を行うとともに、事前及び事後に適切な調査を実施すること。

II 個別事項

南アルプスの持つ地域特性と、極めて貴重な自然環境を保有していることを踏まえ、以下の6項目について、適切な調査を実施するよう配慮されたい。

1 大気質

- (1) 調査時期及び頻度については、工事最盛期に1回実施(四季調査)としているが、当該調査では予測値との比較をするのみで、環境基準を超過する等の環境負荷が増加した場合の原因を究明し、適切な対策を検討することは困難である。
そのため、環境負荷が最大となる工事最盛期に適切な対策が講じられるよう、定期的な調査を実施し、リスクマネジメントを徹底すること。
- (2) 必要に応じて予測及び検証等が行えるよう、工事施工ヤード周辺の気象状況を把握するための気象観測を検討すること。
- (3) 資機材及び機械の運搬に用いる車両のルートとして想定される県道、市道、林道についても、沿線の生活環境及び自然環境に影響を及ぼさないよう、道路管理者等と協議し、必要な調査を実施すること。

2 騒音、振動

- (1) 調査時期及び頻度については、工事最盛期に1回実施としているが、当該調査では予測値との比較をするのみで、予測結果との整合性を検討する値として設定した環境基準を超過する等の環境負荷が増加した場合の原因を究明し、適切な対策を検討することは困難である。
そのため、環境負荷が最大となる工事最盛期に適切な対策が講じられるよう、定期的な調査を実施し、リスクマネジメントを徹底すること。
- (2) 資機材及び機械の運搬に用いる車両のルートとして想定される県道、市道、林道についても、沿線の生活環境及び自然環境に影響を及ぼさないよう、道路管理者等と協議し、必要な調査を実施すること。
- (3) 工事期間中に、現在計画している調査地点以外で環境影響を及ぼすおそれのある地点が想定される場合は、調査地点を追加すること。
- (4) 調査地点の結果だけでなく、距離減衰の状況も含め、周辺地域全体への騒音、振動に関する環境の状況を明らかにする等、調査が活かされる「モニタリング調査結果の見える化」の取組を検討すること。

3 水環境

- (1) 河川流量の減少には不確実性があることから、水環境に関する調査については、地下水の水位や河川の流量だけでなく水質についても調査し、水環境の変化を総合的に把握すること。なお、調査地点は少なくとも水質に影響を及ぼすおそれのある施設等の上流部及び下流部においては、モニタリングと同様に実施すること。
- (2) 工事施工ヤード(宿舍を含む)からの排水処理については万全を期すとともに、排水放流時の水質の常時監視を行い、日最大値、日平均値を把握すること。
- (3) モニタリング地点については、「トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があ

ると想定した沢を対象にその流域の下流地点とする」(参10)としているが、影響が生じる範囲には不確実性があることから、現在計画している地点よりも上流部について、調査地点を追加すること。

- (4) 大井川源流部において河川流量の減少が生じた場合は、下流部への影響について調査すること。また、その影響について原因究明を行い、関係者等に説明するとともに、適切な環境保全措置を講ずること。
- (5) 河川流量の変化や発生土置き場の設置に伴う水質及び河床・溪床の変化についても定期的な調査を実施すること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 調査時期及び頻度については、「確認調査の結果を踏まえて決定する」(参9)としているが、確認されなかった種についても生息の可能性があるので、これらの種についても継続的な調査を行うとともに、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずること。
- (2) 河川流量の減少と水生生物への影響は、密接な関わりを持つことは言うまでもない。河川流量の変化に伴う水生生物への影響調査も実施すること。また、図 参1-5 で示す調査地点についても、前述の事項を踏まえて地点の見直しを行うこと。
- (3) 西俣工事施工ヤード付近には、アカイシサンショウウオが生息している可能性が高く、河川流量及び伏流水の変化による影響が懸念されるため、調査を実施するとともに、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずること。
- (4) 調査手法は任意採取としているが、クモマツマキチョウとミヤマシロチョウについては、成虫のみならず、卵、幼虫についても行うこと。また、この種の食草、食樹(ミヤマハタザオ、ヒロハヘビノボラズ、ドロノキ)の生育状況調査も実施すること。

5 発生土置き場

- (1) 本事業において、発生土の処理による影響は極めて大きなものであり、当該地域の生態系、景観、水資源への影響のほか、土砂流出等による周辺環境への影響が懸念される。

そのため、早期段階で発生土置き場ごとの具体的な計画を明らかにするとともに、同計画に基づく環境影響を改めて調査し、関係者等に説明すること。

- (2) 発生土置き場については、水質、水資源、景観について調査を行うこととしているが、発生土置き場の崩壊に伴う土砂災害等による影響を回避するため、置き場自体の安定性、安全性についても調査を実施すること。なお、これらについては、置き場ごとに作成する管理計画に明記すること。
- (3) 発生土置き場については、「工事完了後には、できる限り早期に土砂流出防止に

有効な法面への播種や緑化を実施する。」(第1章 1-22)としている。国土交通大臣意見に対する事業者の対応(中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】平成26年8月 第13章)では、「発生土置き場や工事施工ヤードの緑化にあたっては、(中略)多様な生物の生息、生育環境を確保するように、在来種、郷土種による植栽等を含め、緑化に使用する種や緑化方法、管理方法等について専門家等の助言を踏まえて検討し、適切な環境保全措置を講じます。」とされており、地域性種苗利用工をはじめとした工法が想定されるが、目標とする植物群落が形成されるまでには、植生モニタリング調査をはじめとした長期間に亘る植生管理が必要となる。

そのため、緑化にあたっては、「地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工の手引き(平成25年1月 国土交通省国土技術政策研究所)」に基づき、適切な計画・調査・設計・準備工・施工・成績判定・植生管理を実施すること。なお、工事施工ヤードの緑化にあたっては同様にすること。

- (4) 発生土置き場等の緑化にあたっては、生物の多様性を回復するような樹木・灌木の植栽を検討すること。

6 景観

- (1) 本事業における事業活動が行われる場所は、南アルプスユネスコエコパークとしてすべてが人と自然のふれあいの場であることを十分に認識し、主要な眺望景観のみならずより多くの地点での調査を実施すること。
- (2) 河川景観も当該地域の貴重な景観資源であることから、河川流量の変化がもたらす景観への影響についても調査を実施すること。
- (3) 静岡県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解(中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】平成26年8月 第6章)において、「工事施工ヤードについては、(中略)写真等により継続的に記録し、モニタリング結果などとともに公表します。」としていることから、計画書に適切に記載すること。

III 付帯事項

本事業と南アルプスユネスコエコパーク計画との整合を図るためには、すべての工事関係者が南アルプスの自然環境及び当該地域での事業活動並びに環境保全措置等の意味を十分に理解・認識することが必要である。

このため、事業者は、すべての作業員に対する定期的な教育を実施するとともに、求めに応じてその結果を報告すること。なお、教育にあたっては、必要に応じて関係行政機関と連携して行うこと。

おわりに

以上、「Ⅰ 全般事項」、「Ⅱ 個別事項」、「Ⅲ 付帯事項」の3章立ての下、中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【静岡県】平成26年8月に基づく事後調査計画書に対し、南アルプスの自然環境の保全等に関する意見を表明いたします。

事後調査に関しては、平成22年2月の中央環境審議会の今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）において、「環境保全措置を含む事後調査は、特に生物多様性の観点から、環境影響評価の充実に資するものである。これに加えて、住民等からの信頼性確保、透明性の確保及び客観性の確保、予測・評価技術の向上の観点からも、その結果の報告及び公表は有効であり、事後調査には積極的な意義が認められる。」とされております。

平成23年4月の環境影響評価法の改正で、事後調査手続が創設された意義を十分に理解し、本事業においても積極的な事後調査が実施されることが望まれます。

また、我が国の環境影響評価制度は、事業者自らがアセスメントを行うことから、中立性・公平性の確保が難しいという指摘もありますが、それを補うために関係行政機関、専門家、地域住民の関与の機会が設けられているものと思慮します。

そのため、事業者は、寄せられた意見を真摯に受け止め、誠実に対応することが肝要であると考えております。

現在本市では、将来目指すべきまちの姿や、それを実現するための理念・方向を定めた第3次静岡市総合計画を策定しているところであり、同計画では、あらゆる人々が多様性を尊重し共に暮らすまちづくりを推進し、「共生都市」の実現を図ることを重点プロジェクトの1つに掲げております。

中でも南アルプスは、ユネスコエコパークの理念でもあり「自然と人間社会の共生」を具現化する地域であり、人々の高い環境意識に支えられ、持続可能な発展を目指す地域であります。

これらを踏まえた上で、事業者は、本事業の推進に当たり、専門家の指導及び助言を受け、必要な場合は環境保全措置等を見直すとともに、最新かつ実効的な保全技術の導入等により可能な限り環境への影響を回避・低減するよう、最善の措置を講ずる責任を果たしていただきたいと考えております。

県知事におかれましては、このような私どもの思いをご賢察いただき、本事業において適切な環境影響評価に基づく保全措置が講じられ、万全の対応が果たされるよう知事意見として取りまとめいただきたく、お願い申し上げます。